

工事特記仕様書(2)

災害緩衝林整備事業において、過密化等により荒廃した森林内の立木についてその本数が適正になるように実施する伐採(以下、「調整伐」という。)及び豪雨時等に流出するおそれのある流木、倒木、枯損木、傾斜木、生育不良木(根の浮き出し等があり容易に流出するものや胸高直径30cm未満で今後成長する見込みのないもの)の伐採(以下、「危険木の伐採」という。)並びに伐採した木の搬出については下記のとおり行なうこととする。

なお、災害緩衝林整備事業は、「災害緩衝林整備指針」(平成26年2月三重県)及び「災害緩衝林整備基準」(平成26年2月28日付け農林水第32-426号)に基づく整備を行うこととし、整備区域は、次の3つの区域に区分すること。

- ① 渓流部…危険木の伐採を行い、伐採木は現場外に搬出することを標準とする。
- ② 渓岸部…調整伐を行い、伐採木は現場外に搬出することを標準とする。
(既に伐り捨て間伐された伐倒木等についても現場外に搬出すること。)
- ③ 山腹部…調整伐を行い、伐採木は土砂止めとして等高線方向に並べること。

- 1 受注者は、事前に施工区域の周囲測量を実施し、面積の確定を行い監督員に報告すること。
また、伐採本数の決定に当たっては、監督員と協議のうえ標準地を設定し、毎木調査を行い、伐採本数を決定し監督員の承認を得ること。
なお、倒木、枯損木等についても調整伐の対象木とすることとする。
- 2 受注者は、選木を行う前に、ナンバーテープ等を伐採本数分以上用意し、写真等により検収することとする。
受注者は、選木終了後、ナンバーテープ等の設置状況並びにナンバーテープ等の残数を確認し、写真等により検収することとする。
- 3 伐採を行う作業員及び木材伐出機械等を用いる作業員は、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、同規則第36条第1項の六の二から八に該当する業務の安全衛生特別教育を受けたものでなければならない。
なお、該当する業務の安全衛生特別教育修了証明書の写しを施工計画書又は工事打合簿により提出すること。
- 4 受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」について(令和2年1月31日付け0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知)を遵守すること。(厚生労働省HP「伐木作業・林業における安全対策」を参照)
- 5 伐採にあたっては、周囲の健全木に損傷を与えないよう十分注意するとともに、掛かり木が生じないように注意する。

- 6 受注者は、伐採木について現場外へ搬出する場合は、枝払い・玉切を行ったうえで速やかに集積し、木質バイオマス発電の燃料、製紙用又はきのこ栽培や家畜用馬場敷き、肥料等の原料として、再生利用の用途に供されなければならない。
なお、伐採木は、「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月林野庁)」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月林野庁)」に準じて、この事業で発生した伐採木とそれ以外のものが混じらないように分別管理を行わなければならない。
- 7 受注者は、上記6の伐採木のうち、森林所有者から引渡しを請求されたものについて、流下するおそれのない直近土場等まで搬出し、「立木の伐採及び直近土場等への搬出完了時」に、段階確認を受けなければならない。
段階確認の事務手続きは、「三重県公共工事共通仕様書3-1-1-4」に準じる。
- 8 業務施行に伴い、再生利用できない廃棄物が発生した場合は、受注者が廃棄物処理法等の各種諸法令を遵守して適正に処理することとし、併せて第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
なお、この場合の廃棄物は「一般廃棄物」として取り扱うものとし、工区の存在する市町内に処分施設がない場合は、監督員に協議すること。
また、廃棄物該当性の判断は、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、「行政処分の指針について」(令和3年4月14日付け環循規発第2104141号)により、判断されなければならない。
- 9 山腹部において、既に伐り捨て間伐され、等高線状に整理されていない伐倒木を等高線状に並べ整理することとする。
受注者は、伐倒木を整理する前に、ナンバーテープ等を整理本数分以上用意し、写真等により検収することとする。
受注者は、整理する伐倒木にナンバーテープ等を設置後、ナンバーテープ等の設置状況並びにナンバーテープ等の残数を確認し、写真等により検収することとする。
- 10 施工管理及び規格値の基準は、「建設工事施工管理(案)」の「建設工事施工管理基準(案)」、「写真管理基準(案)」、「森林整備施工管理基準」及び「森林整備写真管理基準」に準じることとする。
なお、調整伐にかかる施工面積及び伐採率は、本工事で実施する周囲測量及び標準地調査の結果等により決定することができる。